

○資料：定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組

政策分野	分野	平成27年度時点で連携して実施している事業			平成28年度以降に連携して実施する予定の事業		
		事業名	事業内容	連携形態	事業名	事業内容	連携形態
(1)生活機能の強化に係る政策分野	ア 医療	1 救急医療体制充実化事業	医師会等に休日在宅当番医制による休日昼間診療を委託します。病院群輪番制による休日及び夜間診療を実施する二次救急医療圏の病院に対して運営費を補助します。	市町各々で実施			
		2 在宅医療・介護の連携事業	団塊の世代が75歳以上の後期高齢者に到達する2025年に向けて、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援を包括的に確保する地域包括ケアシステムの推進に向け、在宅医療・介護と二次医療圏内の行政及び医師会、保健所との連携を図ります。	市町各々で実施			
	イ 福祉	3 相談支援事業	障がい者やその家族などを対象に市町が委託する相談支援事業所の専門員が、日常生活や障害福祉サービスの利用などの相談を受ける事業で、市町で協定を結び、事業所の相互利用を行います。	市町各々で実施			
		4 地域活動支援センター事業	障がい者に対し、身近な地域で通所により、創作活動又は生産活動の機会や障がいのある方が社会との交流等の提供を行う事業で、市町で協定を結んで、市委託の4事業所を町在住の障がい者に開放します。	市町各々で実施			
		5 手話奉仕員養成事業	意思疎通に支障があるろう者が、自立した日常生活又は社会生活を営むことが出来るよう、手話で日常会話を行うのに必要な手話表現技術等を習得し、奉仕員として活動できる者を育成するための講座を開催します。	市町各々で実施			
		6 病児・病後児保育事業	保護者の仕事もしくは疾病その他の事由により、家庭において保育を受けることが困難となった病中又は病気の回復期にある児童について、一時預かりを行います。町の取組みは平成30年度開始を予定しています。	市実施事業を町が利用 ※H30より、市町各々で実施予定			
		7 「八代手をつなぐ育成会」活動支援事業	八代地域の知的障がい児・者の自立と社会参加を促進する取り組みを行っている「八代手をつなぐ育成会」の活動を市町で支援します。また、障がい者の福祉サービス支援を通じて、育成会との連携を図ります。	市町各々で実施			
	ウ 教育	8 八代市・氷川町中学校中学校組合事業	市立龍峯小学校卒業生で就学を希望する児童及び、町立宮原小学校区卒業生を対象とした氷川中学校を設置します。	町実施事業を市が利用			
		9 八代市立特別支援学校教育事務委託事業	町に居住し、特別支援学校に就学対象である学齢児童及び学齢生徒が、市立特別支援学校に就学できる制度です。	市実施事業を町が利用			
		10 八代地区教科用図書採択協議会事業	市・町立小学校及び市・町立・町及び市中学校組合立中学校で使用する教科用図書の採択業務を町と共同の採択協議会で行います。	市町各々で実施			
		11 八代教育研究会事業	市と町の教職員が教科等部会に分かれて年間4回の研究会や書写展、作品展などを行い、教職員の指導力を向上させています。	市町各々で実施			
		12 図書館利用促進事業	市町の住民がそれぞれの図書館を相互に利用できます。	市町各々で実施			
	エ 土地利用	13 国営造成施設管理運営体制整備促進事業	農業水利施設(国営、県営事業)の維持管理にかかる経費を、その受益地の自治体(国、県、八代市、氷川町)で補助しています。また、同施設の役割などを地域住民に啓発する事業も行います。	市町一緒に実施			
	オ 産業振興	14 熊本県やつしろ晩白柚ブランド推進協議会事業	晩白柚を通じた八代地方の地域情報発信と地域活性化に向けた取組み、青果販売、加工品開発と販売対策、インターネット等を活用した情報発信などを行います。	市町一緒に実施			
		15 八代地域農産物輸出プロジェクト会議事業	市と町の農産物に関して、香港等への輸出を検討します。	市町一緒に実施			
		16 熊本県いぐさ・畳表活性化連絡協議会事業	県内のいぐさ・畳表関係機関の協力を図り、生産・流通・販売に関する事業を集約的に実施し、いぐさ・畳表産地の活性化と安定的振興に寄与することを目的とします。	市町一緒に実施			
		17 やつしろTOMATOフェスタ事業	冬トマト生産日本一の八代地域において、内外に広くPRするために実施します。	市町各々で実施			
	カ その他	18 消費者行政事業	消費生活相談窓口設置により、住民が安心して暮らせるように商品やサービスに関する苦情相談を受け付けています。	市実施事業を町が利用			
		19 八代広域行政事務組合事業	広域的な人員配置や消防活動の広域的な取り組みにより、住民の安全・安心な暮らしを確保できます。	市町一緒に実施			
		20 氷川地区防犯協会連合会事業	市(鏡町、東陽町、泉町)を含む氷川警察署管内において、防犯思想の普及や防犯活動の推進を行っています。	市町各々で実施			
		21 氷川地区交通安全協会推進連絡協議会事業	市(鏡町、東陽町、泉町)を含む氷川警察署管内において、総合的な交通事故防止対策に取り組めます。	市町各々で実施			
		22 八代生活環境事務組合事業	八代生活環境事務組合を設置し、市町からのし尿及び浄化槽汚泥の処理や遺体受入及び火葬業務を行っています。	市町一緒に実施			
		23 八代生活環境事務組合(塵芥)事業		町実施事業を市が利用			
		24 八代北部流域下水道促進協議会事業	八代北部流域下水道事業について、関係市町(八代市・宇城市・氷川町)が相互に協力し連絡調整を行い、下水道基幹施設の事業主体である熊本県と連携し事業の促進を図ります。	市町一緒に実施			
		25 八代市東陽農業集落排水事業に関連し建設された圧送放流施設管理事業	八代市東陽農業集落排水事業に関連し建設された圧送放流施設の管理について、市町が相互に協力し、施設(ポンプ室、圧送放流ポンプ、管渠、排水水路)の適切な維持管理を実施します。	市町一緒に実施			
		26 八代地域イントラネット運用事業	八代地域イントラネットとは、市と町の共同で、八代地域の公共施設等の拠点150か所を、光ファイバーで結ぶ高速通信網であり、本庁支所間の行政情報の通信や、学校間情報共有システム等の提供を可能にしています。この八代地域イントラネットの安定稼働のため、運用管理を行います。	市町各々で実施			
化(2)に係る結びつきやネットワークの強化等	ア 地域公共交通	27 生活交通確保維持事業	市町的生活交通手段の確保や交流促進などのため、地域間幹線系統としての公共交通機能を維持します。	市町各々で実施			
	イ 道路等の交通インフラの整備	28 国・県道整備促進要望事業	県道小川・八代線の未改良部の整備促進に関する要望を行います。国道3号・443号においても期成会にて、引き続き要望を行います。	市町一緒に実施			
	ウ 交流・移住促進	30 清流氷川流水対策協議会事業	氷川の適正な流水確保、環境保全及び流域の地域活性化のために必要な事業や氷川に関する調査等を行います。また、関係機関と連携し、必要な協議や提案などを行います。	市町一緒に実施	29 地元体験型プログラム作成事業	圏域内にある地域資源やグリーンツーリズムなどの体験メニュー等を活かした地元体験型プログラムの作成を行います。	市町各々で実施
	エ 観光ネットワークの連携・強化等	31 八代地域観光推進協議会事業	八代地域における観光推進につながる振興策の協議や調整、広域的連携事業の協議・実施及び支援などを行います。	市町一緒に実施			
	32 九州国際スリーデーマーチ事業	市町の連携により、広域での魅力あるコースを設定を可能にし、主要施設や名所旧跡を休憩所等に利用しています。また、スタッフとして町職員(数名)の協力を依頼しています。	市町各々で実施				

【連携形態の説明】

- 「市町各々で実施」・・・市町各々で実施する事業(サービス)を相互に利用可能とする等の連携
- 「市町一緒に実施」・・・市町とも実施する事業(サービス)を一緒に行うことでスケールメリットを生かす等の連携
- 「市実施事業を町が利用」・・・市が実施する事業(サービス)を町も利用する等の連携
- 「町実施事業を市が利用」・・・町が実施する事業(サービス)を市も利用する等の連携